

タクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金交付要綱

30 公東観地観第771号

平成30年11月22日決定

2 公東観地観第11号

令和2年4月1日決定

3 公東観地観第10号

令和3年4月1日決定

3 公東観地観第2667号

令和4年3月31日決定

4 公東観産観第970号

令和5年3月27日決定

6 公東観産観第798号

令和7年3月27日一部改正

(通則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するタクシー事業者向け多言語対応端末等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、東京都内のタクシーについて、多言語対応等に活用できるタブレット端末等の導入を推進することにより、外国人旅行者の受入環境の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。
- (2) 東京都内でタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第3項に規定するタクシー事業を営んでいること。

2 ただし、次の各号に該当する者は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条

例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者がある者。

- (2) 事業の停止処分等を受けている者。
- (3) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などから補助事業の交付決定取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起こした者。
- (4) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などによる補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得た者。ただし、災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く。
- (5) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けている者(法人にあたっては代表者も含む)。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者。
- (8) 都税その他租税の未申告又は滞納がある者(猶予を受けている場合を除く)。
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者等。
- (11) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長(以下「理事長」という。)が判断する者。

(補助対象タブレット端末等)

第4条 補助金の交付対象となるタブレット端末等(以下「補助対象タブレット端末等」という。)は、次の各号を満たし、新規に導入するものとする。なお、タブレット端末本体のみでは第1号から第4号までの要件を満たさない場合であって、タブレット端末本体とは別に、多言語又は決済機能を有する機器を導入することにより、一体として本条第1号から第4号までの要件を満たす場合、当該機器についても補助対象タブレット端末等に含むものとする。

- (1) タクシーのドライバー(以下「ドライバー」という。)と、タクシーの利用者(以下「利用者」という。)が多言語により、行き先や運賃の支払方法等に係るコミュニケーションを図ることができる機能を有するもの。
- (2) 日本語と、英語・中国語・韓国語を含む3言語以上の翻訳が可能であるもの。

- (3) 音声又はテキスト表示により、ドライバーと利用者のコミュニケーションが可能であるもの。
- (4) 運賃の支払について、キャッシュレス対応の決済機能を有するもの。
- (5) 補助対象タブレット端末等が、次条に定める補助対象車両に設置されていること。

(補助対象車両)

第5条 補助対象タブレット端末等を設置するタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するハイヤーを除く。以下「補助対象車両」という。）は、補助対象者が使用し、都内に使用の本拠の位置がある車両であって、次の(1)から(5)までのいずれかの要件を満たす車両とする。ただし、それぞれの要件を満たす車両の合計数が、補助対象者が現に使用するタクシー車両数（発注しているタクシー車両数を含む。以下同じ。）を超える場合は、補助対象者が現に使用するタクシー車両数を補助対象車両の数の上限とする。

- (1) 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー車両（※1）
 - (2) 東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両（※2）
 - (3) 東京都地域通訳案内士が主として乗車する車両（※3）
 - (4) 全国通訳案内士が主として乗車する車両（※4）
 - (5) ホスピタリティタクシー乗務員が主として乗車する車両（※5）
 - (6) 補助対象者及び補助対象者が雇用するドライバーが、前記(2)から(5)の複数に該当する場合は、当該補助対象者又はドライバーは、いずれか一つの算定基礎とする。
- 2 過去に本補助金の交付を受けた事業者が再度、交付申請をする場合、前項の規定により算出される補助対象車両の数は、前項の規定により新たに算出した補助対象車両の数から既に交付を受けた補助金に係る車両の数を除いた数とする。
- 3 補助対象者が使用する同一の車両は、原則として重複して補助対象車両とすることはできない。

- ※1 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両（交付申請日時点において、認定されている車両に限る。）とする。
- ※2 補助対象者及び補助対象者が雇用するドライバーのうち、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が実施する東京観光タクシードライバー認定研修を修了し、東京観光タクシードライバーとして認定された者（交付申請日時点において、認定証の有効期間内である場合に限る。）の人数に、0.4を乗じた数とする。
- ※3 補助対象者及び補助対象者が雇用するドライバーのうち、東京都地域通訳案内士（交付申請日時点において、登録済である場合に限る。）の人数に、0.4を乗じた数とする。
- ※4 補助対象者及び補助対象者が雇用するドライバーのうち、全国通訳案内士（交付申請日時点において、登録済である場合に限る。）の人数に、0.4を乗じた数とする。

※5 補助対象者及び補助対象者が雇用するドライバーのうち、公益財団法人東京タクシーセンターが実施する外国人旅客接客研修を修了し、ホスピタリティタクシー乗務員として認定された者（交付申請日時点において、研修修了している場合に限る。）の人数に、0.4を乗じた数とする。

※6 上記「※2」から「※5」までの算定結果の合計に小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1の「補助対象経費」に該当する経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税やその他租税公課相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象者が法人の場合、予算の範囲内で、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、補助対象車両の数に5万円を乗じた額を補助限度額とする。補助対象者が個人の場合、予算の範囲内で、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額とし、9万円を補助限度額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助事業実施期間）

第8条 補助事業を実施することができる期間は、交付決定の通知を受けた日から1年以内とする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による交付申請書及び別記第2号様式による誓約書にその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第10条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第3号様式による交付決定通知書をもって、当該申請者に速やかに通知する。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2による不交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付時期)

第11条 この補助金は、補助対象タブレット端末等の導入、支払い完了後、第19条の実績報告、第20条の補助金の額の確定を経て、第22条の請求に基づいて交付する。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象者は、交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第13条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象タブレット端末等について全部又は一部を導入する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な場合は、残務処理に要する経費や、補助対象タブレット端末等を導入するため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費について、補助金等を交付することができる。

4 前項の補助金等の額の経費の額に対する割合等については、第1項の規定による取消しに係る補助対象タブレット端末等の導入についての補助金に準ずるものとする。

5 第10条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(申請内容の変更等)

第14条 補助対象者が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。た

だし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、いかなる場合でも、事前連絡なく事業内容を変更した場合には、当該変更箇所に係る経費は補助対象外とする。

2 理事長は、前項の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

3 理事長は、第1項の申請について、その適否を決定し、また、補助金交付決定額の変更をしたときは、その旨を別記第5号様式による交付決定額変更通知書により補助対象者に通知する。

(タブレット端末等の導入の中止又は廃止の承認申請)

第15条 補助対象者は、補助対象タブレット端末等の導入を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(タブレット端末等の導入の遅延等の報告)

第16条 補助対象者は、補助対象タブレット端末等の導入が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象タブレット端末等の導入が困難になったときは、速やかに別記第7号様式による遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助対象者は、前項の報告に基づき理事長から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第17条 理事長は、補助対象タブレット端末等の導入の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助対象者に対して、その遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(タブレット端末等の導入の実施命令)

第18条 理事長は、補助対象者が提出する報告書、必要に応じて行う現地調査等により、補助対象タブレット端末等の導入が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って実施されていないと認めるときは、補助対象者に対しこれらに従って補助対象タブレット端末等を導入するよう命ずることができる。

2 補助対象者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助対象タブレット端末等の導入の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第19条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内又は第8条に定める補助事業実施期間のいずれか早い期日までに、別記第8号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象タブレット端末等の導入の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第9号様式による確定通知書により補助対象者へ通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象者が法人の場合、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)、補助対象車両の数に5万円を乗じた額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。補助対象者が個人の場合、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)、9万円又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第21条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助対象タブレット端末等の導入の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象者に対し、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第19条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第22条 第20条第1項の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに別記第10号様式による補助金請求書を理事長に提出する。

2 理事長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに支出する。

(重複受給の禁止)

第23条 東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の補助対象経費と併用することはできない。国又は地方公共団体等が実施する補助金等と併用する場合は、当該補助金の補助対象経費から控除することとする。

(決定の取消し)

第24条 理事長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令、その他法令に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による交付決定を受けた日の翌日から1年後の日までの間に事業に着手しなかったとき。
- (6) 第19条の規定による実績報告書の提出がなかったとき。
- (7) その他、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第20条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第25条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象タブレット端末等の導入の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第26条 補助対象者は、第24条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、その後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（補助金返還金及び違約加算金の合計額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算）

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の証拠書類等)

第28条 補助対象者は、補助対象タブレット端末等の導入に係る経費等を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象タブレット端末等の導入が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第29条 理事長は、補助対象者に対し補助対象タブレット端末等の導入状況、経費の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

2 理事長は、補助対象タブレット端末等の導入中及び完了後においても、補助対象者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助対象者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(観光情報の発信)

第30条 補助金の交付を受けた者は、財団が指定する方法により、東京都の観光情報の発信に協力するものとする。

(補助対象タブレット端末等の管理及び処分)

第31条 補助対象者は、補助対象タブレット端末等の導入が完了した後も、補助対象タブレット端末等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助対象者が取得した補助対象タブレット端末等のうち、単価50万円(税抜)以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ごとの耐用年数を経過するまでに処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄をいう。以下「処分」という。)しようとするときは、あらかじめ別記第11号様式による補助対象タブレット端末等処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に該当しない補助対象タブレット端末等について、4年を経過するまでに処分しようとするときは、あらかじめ別記第11号様式による補助対象タブレット端末等処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第12号様式による財産処分承認通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。第2項及び第3項の承認をした補助対象者に対し、当該承認に係る補助対象タブレット端末等の処分により収入があったときは、交付した補助金額の範囲内で、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(補助対象者の公表)

第32条 理事長は、補助対象者の事業者名を公表することができる。

(義務の承継)

第33条 補助対象者が、補助対象タブレット端末等の導入の成果を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、補助対象者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(東京都との情報共有)

第34条 理事長は、本事業を円滑に実施するに当たり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（別記第1号様式から別記第11号様式まで及びその添付書類）について、東京都と情報を共有することができる。

(非常災害の場合の措置)

第35条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

【補助対象経費】

- ① 第4条に規定する補助対象タブレット端末等の新規導入に係る経費
- ② 第4条に規定する上記①の補助対象タブレット端末等を、補助対象車両に設置するために必要な器具購入費及び工賃

※ 第10条に規定する補助金の交付決定後に契約、導入、支払いをした経費が対象となる。

※ 上記経費に係る消費税及び地方消費税、その他の租税公課相当額は、補助対象経費に含まない。

※ 国、地方公共団体等が実施する他の同様な補助金の交付を受ける場合、当該補助金額は、補助対象経費から控除する。

なお、他の同様な補助金の額の中に、消費税及び地方消費税等を対象とするものが含まれている場合、当該部分の補助金額は控除しない。

【補助対象外経費】

- ・ 補助事業に関係のない経費
- ・ 補助対象タブレット端末等の保守経費等のランニングコスト
- ・ リース等により補助対象タブレット端末を導入する際の定期的なリース料等の経常的な経費（※リース等の場合は、初期導入経費が補助対象経費となる。）
- ・ 中古品に係る経費
- ・ 間接経費（振込手数料、交通費、通信費 等）
- ・ 直接人件費、研修費
- ・ 補助金交付申請等の手続に係る経費（申請書作成代行、各種証明書取得経費 等）
- ・ 見積書、注文請書、請求書、領収書等の帳票類が不備の経費
- ・ 交付申請書に記載のものと異なる補助対象タブレット端末等の購入に係る経費
- ・ 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
- ・ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ・ 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費
- ・ 交付決定前に実施した補助事業に要する経費
- ・ 他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費
- ・ ポイントにより支払いが行われている経費

- ・汎用性があり、目的外使用になり得る経費
- ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- ・補助事業完了後に、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の一定期間継続使用が見込めないものに係る経費
- ・公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
- ・東京都又は東京都の政策連携団体が実施する補助金等の対象経費
- ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費等